

## 名寄市風連町スポーツ協会表彰規定

- 第1条 名寄市風連町スポーツ協会（以下「協会」という）は、当町のスポーツ振興のため多大な功績を<sup>あらわ</sup>顕したと認められた団体、ならびに個人を本規定により表彰する。
- 第2条 表彰は、次の四部門とする。
1. スポーツ功労賞
  2. スポーツ賞
  3. スポーツ奨励賞
  4. スポーツ振興賞
- 第3条 表彰は、表彰状に副賞を授与する。
- 第4条 表彰者の決定は、審査委員会の審査をへて会長がこれを行う。
- 第5条 審査委員会は、会長、副会長、理事長、及び会長が推薦する理事（若干名）で構成する。
- 第6条 表彰基準、並びに必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1. この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
2. この改正規則は、昭和57年6月23日から施行する。
3. この改正規則は、平成2年5月15日から施行する。

## 名寄市風連町スポーツ協会表彰規定細則

- 第1条 表彰規定第2条の表彰は、次の基準により行うものとする。
1. スポーツ功労賞
    - (1) 風連町の体育振興及び本協会の発展に多大の功績があった個人及び団体。
    - (2) 体育向上のため、多年にわたり育成指導に当たるとともに、人格識見ともに<sup>すぐ</sup>優れ、他の<sup>てほん</sup>範と認められる個人。
  2. スポーツ賞  
スポーツの全国及び全道大会に優勝若しくは準ずる成績おさめた個人及び団体。
  3. スポーツ奨励賞  
スポーツの全道大会に上位の成績をおさめたもの又は、管内大会に優勝これに準ずる成績をあげた個人及び団体。
  4. スポーツ振興賞  
地域社会におけるスポーツの健全な発展及び普及に貢献した個人及び団体。
- 第2条 前条の表彰者の決定は、加盟団体及び協会役員会の推薦により審査委員会の審査をへて会長が行う。
- 第3条 被表彰者には、表彰状のほか副賞を併せて授与するものとする。
- 第4条 表彰を受けたるもの、受けようとしているものが著しく名誉を失う行為のあった場合、理事会にはかり表彰を取り消すことがある。
- 第5条 既に表彰を受けたもので、その後、特に功労のあった時は、上位の団体に進達することができる。
- 第6条 表彰は、毎年3月31日現在において、被表彰者を選考し、定期総会並びに特別な協会の行事において表彰するものとする。
- 第7条 被表彰者が町外へ転出した場合は、第6条の規定にかかわらず、その都度表彰することができる。
- 第8条 被表彰該当者の推薦は、別紙様式の候補者推薦による。
- 第9条 本協会の運営並びに加盟団体の育成に、特に協力された者に対し、会長は委員会に諮り感謝状をおくことができる。

### 附 則

1. この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
2. この改正規則は、昭和57年6月23日から施行する。
3. この改正規則は、平成2年5月15日から施行する。